

「区長への手紙」内容一覧（令和8年4月分）

企画部

月	日	内容	対応・考え方
4	15	城東小学校のプールを一般開放の際に利用しましたが、背泳ぎ用標識のフラッグが設置されていませんでした。小学生に対してフラッグ設置の意味を教えることで学校を卒業した後の事故の減少につながるため、フラッグの設置をお願いします。	城東小学校では水泳授業で「背泳ぎ」を実施していないことから、背泳ぎ用フラッグを設置する予定はありません。なお、同校の一般開放については、エリアマネジメント団体による、良好な地域コミュニティなどを目的とした事業の取り組みとして実施しているため、ご要望を運営事業者に伝えました。

総務部

月	日	内容	対応・考え方
4	1	区に情報開示請求を行った際に決定通知が送られてこないなど、法令違反がありました。区の対応に対して疑義や不満があります。また、今後の手続きについては、自身の支援者を通じて対応してください。	開示請求の決定通知については、法令に基づく決定通知書を発送済みであることを確認しています。また、ご要望の支援者を通じた対応については、任意代理人の手続きなどを行っていただくことにより対応可能です。
4	15	助成金の手続きを行った際に、環境課の若い職員に親切に対応してもらいました。慣れない手続きを親身に手伝ってもらえて感謝しています。このような職員をたくさん採用して、活気のある温かい中央区役所にしてください。	感謝のお手紙をお送りいただきありがとうございました。いただいたお手紙を課内で供覧しました。
4	20	築地市場の跡地に区役所の本庁舎機能を備えた建物を整備してください。	築地市場跡地の再開発については、民間事業者が都から定期借地により土地を借り受けて行う事業であり、都が決定した事業者により、現在事業計画の具体化が進められており、当該事業計画に本区の本庁舎機能を位置づける予定はありません。

防災危機管理室

月	日	内容	対応・考え方
4	7	区の公式SNSで「女子高生が男性にウィンクされた」といった内容の不審者情報が発信されましたが、過剰な反応だと思えます。情報は精査した上で発信するようにしてください。	区では、被害の未然防止のため、警察からの不審者情報をSNSなどで発信しています。今回の事案も同様に発信しましたが、その後、警察に詳細を確認の上、追加情報を発信しました。今後は緊急性や切迫性が適切に伝わるよう、警察に表現への配慮を申し入れています。

区民部

月	日	内容	対応・考え方
4	4	日本橋中学校でスポーツひろばのバドミントンを利用していましたが、工事が始まったため休止となりました。現在は晴海中学校で開催されていますが、人が多く、また、日本橋から晴海までは距離があるため参加しにくいです。日本橋周辺でバドミントンができる場所を造ってください。	日本橋地域の他の学校に会場を移して継続できないか検討しましたが、既に団体開放などで使用しており、多くの方が利用していることから、代替会場として活用することは難しい状況です。
4	10	区のスポーツ施設を利用する際に、予約はオンラインでできますが、利用料の支払いは区役所に行く必要があり負担となっています。区民の利便性向上のため、オンライン決済を早急に導入してください。	区では、令和8年度に中央区公共施設予約システムの入れ替えを予定しており、その中でオンライン決済の導入を検討しています。利用手続きを一度に完結できない現状を踏まえ、区民の利便性向上を早期に実現する必要があることから、導入に向けた課題解決に引き続き取り組んでいきます。
4	14	月島第三小学校の体育館を学校スポーツ開放の際に利用しましたが、更衣室の中に学校の備品が置かれていたため、設備の利用ができず困りました。卒業式や入学式といった学校行事も終わっているかと思えますので、更衣室を利用可能な状態に戻してもらえませんか。	学校施設をご利用の際にご不便をおかけして申し訳ありませんでした。学校側に確認し、備品などを撤去した上で、使用可能な状態に回復しました。
4	28	日本橋中学校で実施されていたスポーツひろばに指導員として関わっていましたが、工事に伴い休止となりました。代替場所として、区内の他の学校などを使用し実施することを検討してください。	当面の間中止となった日本橋中学校のスポーツひろばは、その他の学校に会場を移して実施できるか検討しましたが、既に団体開放や他の種目のスポーツひろばを行っており、代替会場として活用することは難しいと判断しました。

「区長への手紙」内容一覧（令和8年4月分）

4	28	社会教育会館で実施される料理教室に何度か参加しています。料理教室の参加者が多い場合は抽選となりますが、結果通知のはがきが届くのが開催日の数日前のため、当落がわからず予定を立てることができません。もっと早く結果通知を送っていただけませんか。	ご意見にある料理教室は、指定管理者が業務をさまたげない範囲で実施している事業です。そのため、ご意見の内容を指定管理者と共有の上、参加希望者のご迷惑とならないよう、募集および結果通知の時期を協議していきます。
---	----	---	---

福祉保健部

月	日	内容	対応・考え方
4	21	子どもが区立小学校に通っており障害児通所支援事業の保育所等訪問支援を利用していますが、契約日数の上限が月に2日では不足しています。上限を週に2日に引き上げるなど、支援できる体制を整えてもらいたいです。	保育所等訪問支援事業は、標準支給量が月に2回と定められていますが、お子さんの状況や訪問先施設の受け入れ態勢などを勘案し、必要に応じて標準支給量を越えて支給決定しています。引き続き保護者の意向も丁寧に聞き取りながら、適切に支給量を決定していきます。

子ども施策推進室

月	日	内容	対応・考え方
4	15	ベビーシッター利用支援事業の申請について、体調不良や勘違いなどが重なり、最終の申請期限に間に合いませんでした。再度申請できる期間を設けてもらえませんか。	ベビーシッター利用支援事業の補助金申請は、年度単位で実施しています。本事業は年度内に完結させる必要があることや公平性の観点から申請期限後の受け付けはできません。
4	16	月島や佃には病児保育施設がなく、他の地域と比べて後回しにされていると感じます。地域ごとの保育園の定員数などを分析し、病児保育サービスを充実させてください。	病児・病後児保育事業については、地域ごとの需要や利用実績を踏まえ、必要な受入体制は確保しているものと考えています。現在のところ、直ちに新たな施設整備をする状況ではありませんが、利用状況の推移を把握しながら、必要な見直しについて検討していきます。
4	16	区内の保育士資格を有しているものの、保育士として保育現場において保育等に従事していないいわゆる「潜在保育士」を活用し、保育園従事者やベビーシッターの総数を増やせる施策を実施してください。	潜在保育士の活用は、国や都において保育士の処遇改善や潜在保育士の再就職支援事業が行われているため、区で新たな施策を行う状況ではありませんが、今後も、子育て世代のニーズの把握に努め、施策の企画・立案の参考としていきます。
4	17	他区では未就学児の遊び場として、大型遊具を備えた屋内施設の整備が進んでいます。中央区でも晴海や勝どき、月島地域などに大型遊具を備えた屋内施設の整備を検討してもらえませんか。	現在区では、未就学児童向けの屋内遊び場を整備する予定はありませんが、敷地面積が小さく都心機能が集積する本区において、限られたスペースと施設の有効活用を図りながら、遊び場の確保・整備に努めていきます。
4	21	児童館などで実施する親子向けイベントの周知の際に、母親が参加者として強調され、父親への言及がないものが散見されます。イベント内容によっては、母親のみを対象とする場合もあると思いますが、親子を対象とする場合は、母親限定と誤解されない表現にしてください。	児童館などでのイベント告知については、特定の性別を対象とするものを除き、親子や保護者などの表現を用いるよう配慮しています。いただいたご意見を踏まえ、今後は、文章表現だけでなく使用するイラストも含めて改めて精査し、分かりやすい周知に努めます。

高齢者施策推進室

月	日	内容	対応・考え方
4	17	浜町敬老館では、講座の申し込みを窓口で受け付けていますが、先着順のため階段まで列ができることがあり、危険だと思えます。また、講座の定員を増やすことを検討していると聞きましたが、現在でも隣の人にぶつかることがあり、人数を増やすのは無理があると思えます。	講座の受け付けは、利用者の要望を尊重し先着順としています。申込み時の状況や講座の定員などについて、区で状況の確認を行い、利用者が安全に気持ちよく参加できるよう、必要な措置を指定管理者と協議し対応していきます。
4	20	勝どき敬老館は会員証を持っていないと入館できません。区役所や図書館などの施設は会員証がなくても入館できるにもかかわらず、敬老館は会員証が必要なことが不満です。また、土足のまま入れないことも不満です。	敬老館は、区内に居住する高齢者の健康保持に寄与するための施設であることから登録（住所や年齢などの本人確認）が必要です。また、土足厳禁としているのは、衛生管理上の観点のほか、利用者の寛ぎを大切にしたいということからの扱いのためご理解願います。

「区長への手紙」内容一覧（令和8年4月分）

保健所

月	日	内容	対応・考え方
4	3	近隣にあるビルの利用者が喫煙などをするため、深夜に路上に出てきて騒いでおり、困っています。区で対応することはできませんか。	ご指摘のレンタルルームについては、運営会社の連絡先が特定できなかったため、施設利用者に対する路上喫煙やポイ捨ての禁止に係る注意喚起を徹底するよう求めた内容を記載した書面を郵便受けに投かんしました。また、周辺の巡回パトロールを行うなど、受動喫煙対策の徹底を図っていきます。
4	16	区から健康診断受診に関する督促が来ることがありますが、勤務先で実施する健康診断を受けているため受けたことがありません。就職している場合は、同じ状況の人が多いいと思います。督促状を送付の経費削減や受診者数のデータの信頼性向上のためにも、区の対策が必要だと思えます。	勤務先の健康診断などで受診した場合、区がその受診状況を把握する仕組みがなく、受診率データの精度などの観点からも課題と認識しています。現在、国においてこれらを踏まえた効率的な受診勧奨の仕組みを検討しており、区としても検討を進め、適切な案内ができるよう努めていきます。
4	16	带状疱疹ワクチンの任意予防接種への助成制度が終了しましたが、他区では令和8年度も継続して補助を行っているところもあります。中央区でも任意予防接種の助成制度を継続してください。	令和7年度から带状疱疹ワクチンが定期予防接種に位置付けられ、原則として65歳以上の方を対象に接種が行われることとなりました。区においても国の定める定期予防接種の対象年齢の期間に接種を完了していただくことが望ましいと考え、助成事業を終了するに至りました。
4	17	日本橋浜町の周辺で路上喫煙している人が多くいる場所があり、受動喫煙が生じています。また、吸い殻などのポイ捨ても多いため、区で対応をお願いします。	ご指摘の場所周辺で、巡回パトロールを重点的に実施し、喫煙ルールを守るよう周知するとともに、近隣の指定喫煙場所へ誘導するなど、受動喫煙対策の徹底を図っていきます。
4	19	中央区健康アプリを利用しようとしたところ、OSのアップデートが必要と表示され、アプリをインストールできませんでした。他のアプリは問題なく使用できており、最新のスマートフォンに買い替えることは容易ではないため、使用できるアプリを提供してもらえませんか。	本アプリの開発事業者を確認したところ、ご使用のOSはアップデートサポートが終了しており、アプリの動作保証ができないことや不具合が生じた場合にその解消ができないことからアプリの提供を終了しています。

都市整備部

月	日	内容	対応・考え方
4	10	月島周辺はビル風が強く、子どもを一人で歩かせるのも危険に感じるところがあります。区で対応できませんか。	区では、高層建築物による風の影響の対策として、事業者に対し、計画段階から風の影響を予測した上で、周辺への風の影響を最小限に抑える計画となるよう指導しており、建物竣工後においても、調査の上、基準を上回った場合には対応策を検討し実施するよう求めています。
4	17	障害があり、車いすを使用しています。区営住宅などの公営住宅で、住宅の改修が容易に認められる物件を用意してください。	区民住宅では、障害や高齢などのやむを得ない事情がある場合に限り、住宅の管理に支障のない範囲での改修工事を認めています。

環境土木部

月	日	内容	対応・考え方
4	1	自転車走行が可能な歩道で自転車で走っている際でも、歩行者が回りを見ずに歩いたり、子どもが飛び出してきたりするため危険だと思えます。歩行者と自転車の走る場所を明確に分けるなどの対応をお願いします。	ご指摘の状況については、区としても認識しており、これまでも交通安全運動などのさまざまな機会を捉え、警察と連携した街頭キャンペーンなどを実施してきました。引き続き関係機関と連携しながら、安心・安全な自転車走行空間の整備に取り組んでいきます。
4	3	以前、ハトの餌やりについて「区長への手紙」を送り、動物愛護管理法に反しているため餌やりをやめさせるよう要望しましたが、区からは法令違反に該当しない旨の回答がありました。認識に誤りがあると思えます。また、他区のように餌やりを禁止する条例を制定してください。	ご指摘の内容を改めて都に確認しましたが、ハトは動物愛護管理法の対象外との回答を再度得ました。また、餌やりへの対応は、現場での注意やマナー啓発により改善を図ることが第一と考えており、条例の制定には、実効性の確保などの課題もあるため、現時点では予定していません。
4	3	近隣にあるビルの利用者が喫煙などをするため、深夜に路上に出てきて騒いでおり、困っています。区で対応することはできませんか。	ご指摘の施設運営会社に対し、深夜帯に施設利用者が騒音を立てているのため、貸出時の案内や室内への掲示などにより、騒がないように注意喚起を徹底することなど求めた書面を郵便受けに投かんしました。
4	5	人形町駅の近くにある歩道のタイルが破損しており、つまづかないか心配です。区で対応をお願いします。	現地を確認したところ、タイルの欠損を確認したため補修しました。併せて周辺の道路点検を行い、道路のタイルにがたつきなどがなければの確認をしました。

「区長への手紙」内容一覧（令和8年4月分）

4	6	区で紹介しているリユースサイトで不用品の買取査定を依頼しましたが、多くの事業者が直接査定するため、訪問したいと営業をしてくれます。また、査定の結果、損することも多いと聞きました。事業者の収益を目的としたリユースサイトをなぜ区で紹介しているのですか。	区が掲載している民間サービスは、区と協定を締結した事業者が運営するものであり、リユースの促進やごみの排出量削減を目的とした広報活動の一環として実施しています。ご意見については、運営事業者に報告し、不適切な対応があった際には改善するよう要望しました。
4	11	築地川公園をよく利用しています。春などはサクラがとてもきれいに咲いていて癒されます。花壇なども手入れが行き届いており、いつも感謝しています。これからもすてきな公園を造ってってください。	寄せられたご意見の内容を受け、引き続き、緑豊かな公園づくりに努めていきます。
4	12	最近、カラスをよく見かけるようになりました。道路でゴミをあさっているカラスを見かけることもあり、ゴミ出しのルールを守らない人がいることも理由だと思います。区で対策をお願いします。	ご指摘の地域をパトロールしたところ、集積所でカラス被害とごみの散乱を確認しました。当該マンションに対し、ごみの適正排出を促すチラシのポスティングを行ったほか、マンションの管理会社には、防鳥ネットの貸与を行っている旨の情報提供など直接指導を行いました。
4	15	今まで明石町周辺の路上に自転車を駐輪していましたが、近ごろは警告札が貼付されるようになり、急な運用の変化に困惑しています。近くの施設を利用する際も、周辺には利用可能な駐輪場が少なく、どこに駐輪すればいいのかわかりません。	自転車を道路に放置することは、ベビーカーや車いすなどの通行のさまたげや事故の恐れがあることから、注意・警告札を貼付しています。また、ご指摘の施設の管理事業者に対し、施設の駐輪場がないことの周知を依頼するとともに、駐輪場の整備を検討するよう要請しています。
4	15	リサイクルハウスかざぐるまの運営について、①特定業者による買い占めとマナー違反への厳格な対応②かざぐるま八丁堀における出品点数の引き上げ③無償品提供出品物の独占の防止、以上3点の対応をお願いします。	①③公の施設は原則として特定の方の利用を拒むことはできません。転売目的の利用ができないことの周知や大量購入者への確認の声掛け、無償交換品の持ち帰り点数のルールを定めるなどの対応をしています。②展示スペースや出品者から各館の出品数を定めています。
4	21	日本橋浜町にある街路灯の球が切れています。対応をお願いします。	街路灯の不点灯について調査したところ、ランプの不具合が原因であることが判明したため、ランプを交換し、点灯を確認しました。
4	25	竜閑さくら橋の設置により、大手町と神田間が往来しやすくなったと紹介されていますが、実際にはその先の道路を横断できず、利便性が高くなったと感じません。竜閑さくら橋を延伸して道路の向こう側まで渡れるようになると利便性が向上すると思いますので、検討をお願いします。	竜閑さくら橋の延伸については、新たに必要となる橋脚や階段を設置する空間の確保、橋の構造検討など、関係機関との調整が必要となります。現時点では延伸計画はありませんが、橋の管理者である千代田区が大規模改修などを行う際の参考とします。
4	28	区の街路樹や公園にある木などに樹名札を付けてください。	樹名板は、道路整備や公園改修、草花の植え替えにあわせて設置しています。経年で劣化している樹名板については、更新を検討していきます。
4	29	豊海運動公園の天然芝を人工芝に変更してもらいたいです。人工芝にすることで天然芝を保護するためのルールが必要なくなると思います。また、維持費用も少なくなると思います。	豊海運動公園では、スポーツや地域イベントなど、さまざまなニーズを考慮し、多目的に利用可能な天然芝で整備しています。また、人工芝と比較し、暑熱を緩和する効果があることや、子どもたちが自然と触れ合いながら体を動かす経験ができることは、大きなメリットだと考えています。
4	30	日本橋蛸殻町には昼夜を問わず自転車が放置されている歩道があります。歩行のさまたげになるため、定期的な巡回を強化するなど、対策をお願いします。	放置自転車に注意・警告札の貼付を行うとともに、カラーコーンとコーンバーにより駐輪防止の措置を行いました。また、ご指摘の建物の管理会社に経緯と区への対応について説明し、建物利用者への注意喚起を依頼しました。
4	30	明治座通りにある街路灯の電球が切れているため、対応をお願いします。また、可能であれば以前よりも明るい電球にしてもらいたいです。	ご指摘の街路灯を調査したところ、問題なく点灯していることを確認しました。また、周辺の街路灯についても問題はありませんでした。

「区長への手紙」内容一覧（令和8年4月分）

教育委員会事務局

月	日	内容	対応・考え方
4	10	京橋築地小学校では、令和8年度から区立小学校で唯一、教育課程内での宿泊行事が不実施となりました。差別であり、憲法に反していると思います。	京橋築地小学校が実施している夏季臨海学校について、教育課程内での実施を検討したところ、事業の特性上、困難であることから夏季休業期間での実施を予定しています。教育委員会としては、他校と同様に教育課程内で宿泊行事が実施できるかについて早急に検討を進めていきます。
4	15	城東小学校のプールを一般開放の際に利用しましたが、背泳ぎ用標識のフラッグが設置されていませんでした。小学生に対してフラッグ設置の意味を教えることで卒業後も事故の減少につながるため、フラッグの設置をお願いします。	城東小学校では水泳授業で「背泳ぎ」を実施していないことから、背泳ぎ用フラッグを設置する予定はありません。なお、同校の一般開放については、エリアマネジメント団体による、良好な地域コミュニティなどを目的とした事業の取り組みとして実施しているため、ご要望を運営事業者に伝えました。

区議会議会局

月	日	内容	対応・考え方
4	29	区議会議員が駐輪禁止の場所に毎週のように自転車を止めてビラ配りをしています。対応してもらえませんか。	歩行者の通行のさまたげにならないよう歩道の端に駐輪していることや、直ちに自転車を移動できるよう近くに人が立つようにしている旨を当該議員から確認しました。また、区議会議長から今後も自転車利用時には歩行者への安全配慮を行うよう申し入れました。